

農業經營基盤強化促進基本構想

令和5年9月

津和野町

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	・・・・・・・・	P 1
1	津和野町における農業の現状と課題、方向性	・・・・・・・・	P 1
2	担い手育成に関する基本方針	・・・・・・・・	P 1
3	目標達成に向けた基本的方向等	・・・・・・・・	P 2
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	・・・・・・・・	P 4
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	・・・・・・・・	P 6
第3	新たに農業を担う者の確保及び育成に関する事項	・・・・・・・・	P 6
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	・・・・・・・・	P 7
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	・・・・・・・・	P 7
2	農用地の利用関係の改善に関する事項	・・・・・・・・	P 8
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・・・・・・・・	P 8
1	地域計画推進事業に関する事項	・・・・・・・・	P 9
2	農地中間管理機構事業の実施の促進に関する事項	・・・・・・・・	P 10
3	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	・・・・・・・・	P 10
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	・・・・・・・・	P 10
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	・・・・・・・・	P 13
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	・・・・・・・・	P 14
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	・・・・・・・・	P 14
第6	その他	・・・・・・・・	P 15

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 津和野町における農業の現状と課題、方向性

津和野町（以下「町」という。）は島根県の最西端にあつて山口県と接しており、山に囲まれた山間部にある。耕地の占める割合は、2.3%と狭く、大半は狭い谷川沿いに分布している。町の耕地に占める水田率は82%で水田への依存が高く、水稻が中心である。また、茶及びわさびの生産が盛んである。

町内の農家の経営規模については、経営耕地面積が1ha以下の小規模農家が多く、その大半が兼業農家である。また、農業就業者の約82%が65歳以上と高齢化が顕著である。こうした農業就業者の高齢化や後継者不足、基盤整備の遅れから、農家の農業に対する意欲は減退しており、生産の拡大が容易に進まないのが現状である。

このような現状を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営を行う認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体をいう。）や法人経営体、集落営農組織を町全域に早急に育成するとともに、町農業の主要生産物である水稻を中心とした土地利用型作物と、施設園芸等の土地集約型作物を合理的に組み合わせ、農家個々の経営感覚を磨きながら生産の分担を行ない、農業生産の維持・拡大を図る。

また、農用地の保全と有効利用を進めるために、農地の流動化を促進し農業経営体の確保・育成に努める。あわせて集落総意のもとに、機械・施設等の共同利用や作業受委託制度の確立を図り組織経営体を育成し、農家の機械コストや労働負担の軽減を目指す。

さらには、集落営農と、畜産、施設園芸、少量多品目の露地作物等の技術・情報を持つ担い手経営者が補完関係で結びつき、地域の特色を生かした個性的な農業生産の展開を目指した地域営農システムの構築を図る。

2. 担い手育成に関する基本方針

町は、担い手育成において、効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、あわせて地域農業の維持・発展のために必要な多様な担い手についても、育成を進める。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、既存農業者の経営規模拡大や経営の合理化を進める一方、新規学卒者をはじめ、他産業の中途退職者などの自営・雇用の形態による新規就農を希望する者や、他業種からの農業参入を含めた農業法人の育成等、意欲と能力の高い人材を幅広い分野から求め、農用地の利用集積等の農業経営基盤の強化を支援する。特に中山間地域である当町は、経営の複合化や地域資源を有効に活用した農業経営の育成を積極的に推進する。

なお、認定農業者の育成と法人化による経営体質の強化を強力に進めるとともに、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、経営状況の分析や経営改善に向けた意向

調査等を実施し、再認定への積極的な誘導を行い、新たな計画作成の支援を行う。

また、青年層の新規就農者の確保、定着を図ることも急務であるため、次代を担う青年就農者に対して、青年等が目標とすべき農業経営の指標を示し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成のための取り組みを推進する。

(2) 具体的な経営の指標

具体的な経営の指標は、島根県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げる年間農業所得、年間労働時間の水準を基本とし、農業経営の発展を目指し農業を生業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を目指すこととし、これらの経営体の本町の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の目標についても県の基本方針の水準を基本とし、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として、効率的かつ安定的な農業経営体の目標の7割程度の目標とする。

「育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の目標」

年次	令和15年(2033年)
年間農業所得	概ね400万円(主たる農業従事者1人当たりの所得)
年間労働時間	2,000時間程度(主たる農業従事者1人当たりの時間)

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の目標

年次	令和15年(2033年)
年間農業所得	概ね280万円(主たる農業従事者1人当たりの所得)
年間労働時間	2,000時間程度(主たる農業従事者1人当たりの時間)

具体的な経営類型等の農業経営の基本指標は、第2に掲げるとおりとし、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて見直すものとする。

3. 目標達成に向けた基本的方向等

(1) 町は将来の町の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のあるものが農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくため就農相談から、就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくとともに、就農希望者に対して、農地については津和野町農業委員会(以下「農業委員会」という。)や農地中間管理機構

による紹介、技術・経営面について島根県西部農林水産振興センター（以下、「西部農振センター」という。）や島根県農業協同組合（以下、「農業協同組合」という。）、各生産組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導する。

町は、町、農業委員会、農業協同組合、西部農振センターで構成する津和野町農業再生協議会担い手部会（以下、「再生協担い手部会」という。）において、濃密な指導を行なうための体制を編成し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするために、徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営体を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して、上記の指導体制が主体となって、農業経営診断、営農改善方策の提示を行い、地域の農業者が主体性を持って、自ら地域の農業の将来方向について選択判断を行なうこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるように誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の斡旋を行うため農業委員会を活用して、農地の出し手、受け手にかかる情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて農用地の利用調整に取り組む。そして、経営所得安定対策の対象となる可能性のある農業者・集落営農組織に対しては、加入できるように指導する。

また、これらの農地の流動化に関しては集団的土地利用を中心とした利用調整を全町に展開して、集団化、連坦化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるように努める。

さらに、このような農用地の利用調整による経営規模の拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を推進することとし、津和野町農事組合法人連絡協議会等の集落営農組織が連携をして、農用地の利用調整等の促進と農作業受委託の促進が一体となった意欲的な農業経営の規模の拡大に資するように努める。併せて集約的な経営展開を助長するために西部農振センターとの連携の下に、既存の施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。また生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への発展可能な団体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、集落及び営農の実態等に応じた生産組織として育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。また、他業種からの農業参入を視野に入れた農業法人の育成等、意欲と能力の高い人材を幅広い分野から求め、効率的かつ安定的な農業経営体を積極的に確保・育成する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行なう高齢農家、

土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展にも結びつくように効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法、その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

(3) 特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援により農用地利用をこれら認定農業者へ集積することはもちろん、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行なう。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に津和野町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、町における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する経営類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

【個別経営体】				
経営類型	経営規模	生産方式	農業従事者の態様等	経営管理の方法
1 水稲 水稲作業受託	(作付面積) 水稲 2300a	(主な資本装備) トラクター 4代 田植機 1台 コンバイン 3台 軽トラック 1台 トラック 1台 農舎 1棟 乾燥機 1台 パイプハウス 1棟 しろかきロータリー 1台 糞撒り機 1台 色彩選別機 1台 米選機 1台	(農業従事者) 主たる従事者 1名 補助従事者 0名 雇用従事者 0名 (就業条件) ①休日制の導入。 ②労働ピーク時の雇用対策を図る。 ③作付体系改善による労働の平準化を図る。	①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③自己資本の充実
2 施設野菜 山菜 わさび	施設野菜 ほうれん草 55a アスパラガス 20a 山菜 ウルイ 100a わさび ハウスワサビ 40a 露地野菜 里芋 90a ブロッコリー 8a	トラクター 2台 パイプハウス 23棟 保冷库 1台 結束機 1台 作業場 1棟 堆肥舎 1棟 軽トラック 1台	主たる従事者 1名 補助従事者 1名 雇用従事者 2名 (就業条件) ①休日制の導入。 ②労働ピーク時の雇用対策を図る。 ③作付体系改善による労働の平準化を図る。	①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③自己資本の充実
3 水稲 水わさび 畑わさび 山菜	(作付面積) 水稲 自作 64a 水わさび 15a 畑わさび 25a 山菜 コゴミ 18000株	(主な資本装備) パイプハウス 4棟 トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 動力噴霧機 1台 糞撒り機 1台 米用乾燥機 1台 保冷库 1台 運搬車 1台 軽トラック 1台 作業舎兼格納庫 1棟 小型バックホー 1台 農舎 1棟 タイヤショベル 1台	(農業従事者) 主たる従事者 1名 補助従事者 2名 雇用従事者 0名 (就業条件) ①休日制の導入。 ②労働ピーク時の雇用対策を図る。 ③作付体系改善による労働の平準化を図る。	①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③自己資本の充実
4 山菜 種 施設野菜	(作付面積) 山菜 タラの芽 155a ウルイ 56a 種 147a 施設野菜 トマト 5a	(主な資本装備) トラクター 1台 可搬式動力摘採機 1台 自走式自動深耕機 1台 動力噴霧機 1台 運搬車 1台 貨物自動車 1台 作業舎兼格納庫 1棟 その他	(農業従事者) 主たる従事者 1名 補助従事者 2名 雇用従事者 3名 (就業条件) ①休日制の導入。 ②労働ピーク時の雇用対策を図る。 ③作付体系改善による労働の平準化を図る。	①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③自己資本の充実
5 肥育牛 繁殖牛	(飼養頭数) 肥育牛 38頭 繁殖牛 70頭	(主な資本装備) 牛舎 9棟 堆肥舎 3棟 ホイルローダー 1台 トラック 1台 フォークリフト 1台 その他	(農業従事者) 主たる従事者 2名 補助従事者 1名 雇用従事者 3名 (就業条件) ①休日制の導入。 ②労働ピーク時の雇用対策を図る。 ③作付体系改善による労働の平準化を図る。	①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③自己資本の充実

2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に掲げる経営類型に準ずるものとする。

ただし、所得目標については、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得概ね280万円程度）とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する目標

新規学卒者をはじめ、他産業の中途退職者などの自営・雇用の形態による新規就農を希望する者や、他業種からの農業参入を含めた農業法人の育成等、意欲と能力の高い人材を幅広い分野から求める。

農業の後継者不足を抱える当町において、U・Iターン者は、集落営農組織等の後継者として重要であり、兼業収入を加えた半農半X型の就農を定住対策として併せて推進するとともに、認定新規就農者へのステップアップを支援していくことにより農業の担い手確保・育成を図る。

また、青年層の新規就農者の確保、定着を図ることも急務であるため、次代を担う青年就農者に対して、青年等が目標とすべき農業経営の指標を示し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成のための取り組みを推進する。

1 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

若い担い手はますます減少傾向にあり、現在就農している青年農業者及び新規就農者を育む支援体制の充実を図り、また、農業講演会・先進地視察・研修会等を開催し農業技術の研鑽を行い、また、結婚対策等の体制作りも図りつつ、若者たちの交流の場を設定し仲間作りを支援し推進して行く。

(1) 新規就農者に対する研修経費助成及び就農用施設等整備への支援

新たに農業経営を目指す者が安心して農業研修に取り組むことが出来るよう、町、県、国の各種事業を活用し、西部農振センター、農業協同組合と連携し技術指導の支援を行っていく。

(2) U・Iターン就農者の確保と定住に向けた取り組み

新・農業人フェア等各種相談会に参加しU・Iターンでの新規就農者の勧誘を積極的に行い、定住関係部署と連携しながら定住を進めていく。それに伴い研修受入農家の受入体制を充実させていくと共に、研修期間中におけるフォローも着実にを行う。

(3) 新規就農者の地域の係り合いと農地の確保

地域計画の作成を通じて、新規就農者が今後の地域の担い手として位置づけられるよ

う話し合いをし、地域として育てる人材となるよう体制作りを行う。また、農業委員会と連携し、農地中間管理機構等を活用しながら農地を確保していく。

(4) 青年等就農計画作成の促進

青年等の就農に際し、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営開始資金や新規就農者育成総合対策等国庫事業の支援策や県や町の新規就農関連事業を活用し、早期に安定した経営が図れるよう支援を行う。

(5) 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、町、農業委員会、西部農振センター、農業協同組合、研修受入農家等の関係機関・団体等が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、新規就農者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

(6) 女性・高齢者に対する支援

農業従事者の高齢化と女性の比率の増が今後一層進行すると考えられ、町の農業振興上でこれらの役割は極めて重要であり、本来持っている技術と能力を活かした経営指導を推進すると共に、活動がしやすい体制と条件整備の充実を図る。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
55%	

○効率的かつ安定的な農業経営の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注)

1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲につい

ては耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積も含む。)面積のシェア目標である。

2 目標年次は、令和15年とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、再生協担い手部会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、経営類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農用地の利用集積を進めるにあたっては、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項)、農地中間管理機構が行う特例事業(法第7条)の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果を十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、島根県が策定した「島根県農業経営基盤強化促進基本方針」の第2「効率的かつ安定的な農業経営を営む者等を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、町農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③ 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業

- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ そのほか農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

また、一定の区画整備がなされ効率的かつ安定的な農業経営体の育成が可能な地域においては、効率的な作業単位の形成を図るとともに、土地利用型農業を主体とする個別経営体、組織経営体への利用権の設定を促進する。あわせて集落等を単位とする生産組織の育成を図り、集落営農を推進する地域では、これらの組織への農用地の利用集積を推進する。また、施設型農業の推進に当たってはできるだけ所有権移転を行うものとする。

特に、農用地の遊休化の進む恐れのある地域においては、これを未然に防止するため農用地利用改善事業を重点的に推進するとともに、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業により経営体等へ農用地を集積させる。

さらに、町は農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓発に務め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の開催にかかる事項

協議の場にあっては、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、設定し、参加を呼び掛ける。参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に設定するが、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

町は、地域計画の策定に当たって、都道府県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2. 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- (1) 町は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3. 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- (1) 町は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域の関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的な努力を助長するため、地域の関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を設定することも可能とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他の作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。
- ② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 町は、2の認定をした時は、その旨及び当該認定に係る農用地利用規定を町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うように勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 町は、(5)の①に規程する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、西部農振センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、再生協担い手部会と連携を図りつつ、これらの基幹・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材育成の取り組みを実施する。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族協定の締結に基づく給料制、休日制、酪農ヘルパー制度の充実や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1～6に掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の推進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 県営圃場整備事業、土地改良総合整備事業、地滑り関連事業等の圃場整備事業による農業基盤整備事業の促進を通じて、水田の区画化を進めるとともに、事業を実施していない地区についても引き続き基盤整備を啓発推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 町は、経営構造対策事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 町は、経営所得安定対策等実施要綱に基づき、需要に応じた生産・販売に積極的な取り組みによって、水稲作と転作を総合的に振興し、生産性の高い水田農業の育成を図ることとする。特に水稲作では、集落営農等による生産の組織化、農地の流動化や作業受委託による経営規模の拡大や農用地の集積を図り、生産コストの低減、収益性の向上を進める。特に集積に関しては、面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。また、転作では収益性の高い作物の導入を図り、生産から販売まで一貫した体系を確立するため、生産の組織化、労働力の省力化のための機械の導入を進める。

エ 町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、西部農振センター、農業協同組合、土地改良区、森林組合、生産部会、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。検討結果を踏まえ、今後約10年間にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される農業経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期的な行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、再生協担い手部会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。